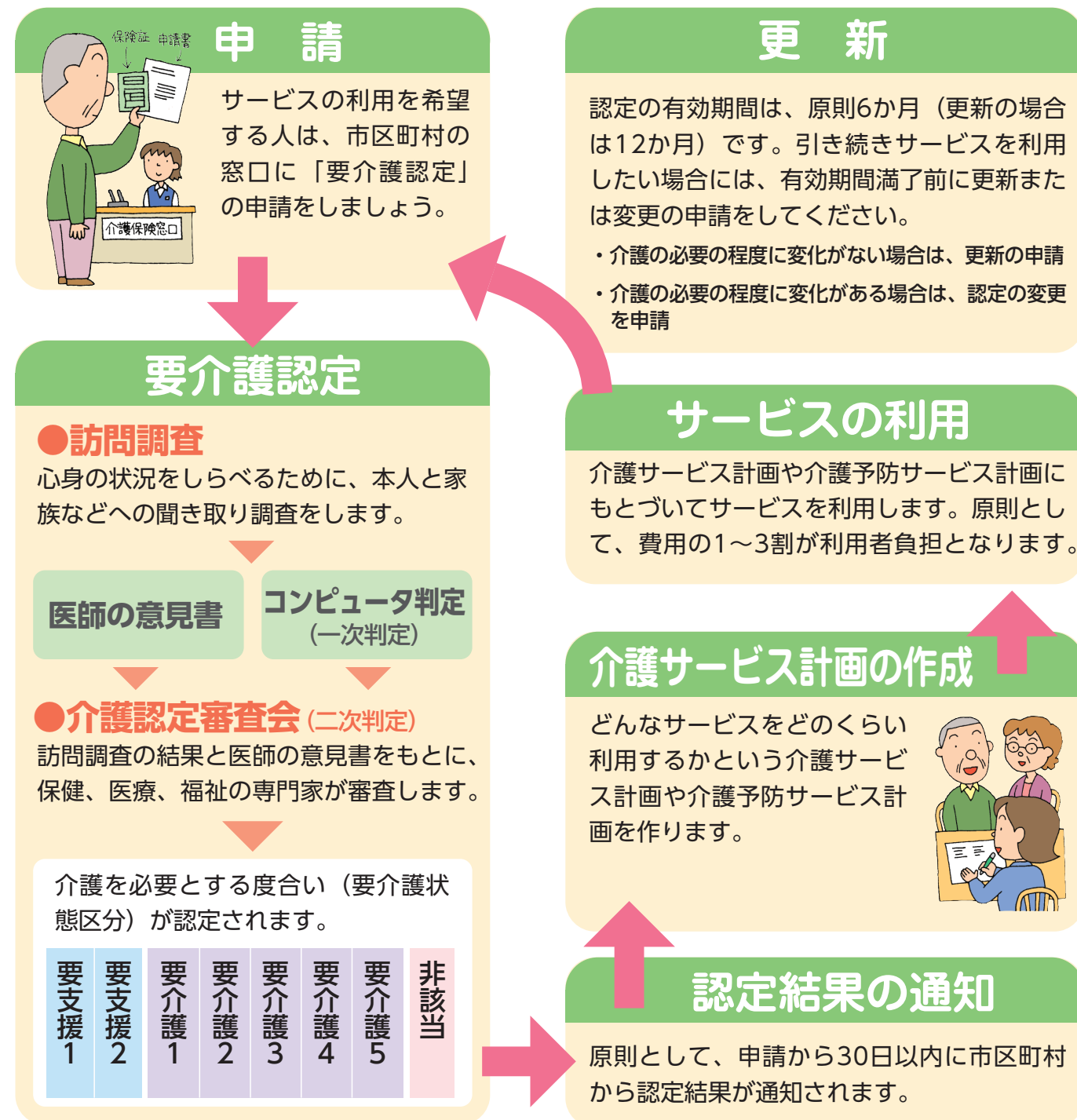


# 介護(介護予防)サービスを利用するまでの流れ

介護サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは以下のようになっています。



## 要支援1・2の人

●**予防給付の対象者**  
要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人など

※1  
地域包括支援センター

### 保健師等によるアセスメント

アセスメント表や利用者・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。

### 担当者との話し合い

目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

### 介護予防ケアプラン作成

目標を達成するためのサービスの種類や回数を決定します。

介護保険の介護予防サービス（予防給付）を利用※2

一定期間ごとに効果を評価、プランを見直します。

※1 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者で介護予防ケアプランを作成することもできます。  
※2 介護予防・日常生活支援総合事業のサービスをあわせて利用することもできます。

## 要介護1～5の人

●**介護給付の対象者**  
介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など

居宅介護支援事業者

### ケアマネジャーによるアセスメント

利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し課題を分析します。

### 担当者との話し合い

本人の力を引き出せるようなサービスを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

### ケアプランの作成

利用するサービスの種類や回数を決定します。

介護保険の介護サービス（介護給付）を利用

一定期間ごとに要介護認定を更新します。

## 非該当の人

●**介護予防・日常生活支援総合事業の対象者**  
生活機能の向上が必要と判定された人など

地域包括支援センター

### 保健師等によるアセスメント

利用者の心身の状態等を把握し課題を分析します。

### 担当者との話し合い

目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

### 介護予防ケアプラン作成

目標を達成するためのサービスの種類や回数を決定します。

地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業を利用

一定期間ごとに効果を評価します。

利用者の状態や基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等によって、利用までの流れは異なります。